関東大震災後東京に建てられた銅板貼り建物に関する研究
－看板建築の発生と災害・生産・制度・意匠－

建築史・建築論研究室　神崎 竜之介

序章

1. 研究背景

（Ⅰ）銅板貼り建物

今日の東京を歩く、銅板を壁面に貼られた木造建築物（以下銅板貼り建物とする）がまだ少なからず残存していることに気づく。緑青色の銅板が貼られた特徴的な壁面を持つ木造建築物である。本研究ではこの銅板貼り建物に焦点をあてる。

（Ⅱ）関東大震災と銅板貼り建物

1923 年 9 月 1 日に発生した関東大震災※1（以下、本論文において震災といえば、特に記すことがなければ関東大震災のことを指す）により多くの家屋が倒壊あるいは焼失した。震災直後住民が建てたものは粗末な掘建小屋であった。その後政府が 1923 年 9 月 16 日に「東京府及神奈川県ノ市街地建築物法適用区域ニ於ケル仮設建築物等に関スル件」（勅令第四一四號）通称「バラック令」を発令し、常時であれば認められない防火性能の掘建小屋は 23 万棟建てられたと伝えられる※2。その後震災直後に建てられたバラックは漸次的に発育し本建築の建物と変わらない性能を有するものも現れる。震災からおよそ 3 ～ 4 年後に、本研究の対象である銅板貼り建物は建設される。

（Ⅲ）銅板貼り建物というカテゴリー

本研究の対象である銅板貼り建物は、一般的に藤森照信が『看板建築』（三省堂、1988 年）※3 のなかで提唱した看板建築のなかのひとつのタイプとして語られることが常である。今日の銅板貼り建物の位置付けとしては藤森の「銅板貼りのタイプは数も多いし、表現も豊かなものが少なくないから、看板建築の代表タイプといってかまわない」（前掲『看板建築』、1988 年、p.184）が端的にあらわしている。しかし、一口に看板建築と言っても、戦前に建てられたものから、戦後に建てられたものまで時間的にとても広いレンジを対象とするものになってしまう。また、戦後看板建築は地方にも広がり、その分布の範囲は地理的にも広範囲なものになる。そこで、看板と建物とが一体になった形態に着目するのではなく、建物の材料である銅板に注目しカテゴライズすることで、関心を拡散させず、そのうえでこれまであまり注意関心がはらわれていない部分や見逃されている部分に迫る。また銅板という材料が屋根以外の壁面に使用された年代がこの関東大震災後という極めて限られた時間のみであるということは興味深い事実であり、なぜそのような事態になったのかを、複数の視点から検証する。

（Ⅳ）先行研究と本研究の位置づけ

すでに述べたように、本研究の重要な先行研究のひとつである藤森の『看板建築』から本研究は着想を得た。藤森は独自の視点から看板建築について分析しているが、建築生産と制度について考察されていない。そこで、本研究では先の二つの視点からも銅板貼り建物について考察することで、いままで指摘されていない部分を明らかにすることができると筆者は考える。

次に江面嗣人「昭和前期の東京町家形式とそれに対する市街地建築物法の影響（中央区を例として）」（日本建築学会計画系論文報告書第 418 号 ,1990 年 12 月）※4 が先行研究としてあげられる。江面の研究は対象とする年代に建てられた町家について詳細な実測調査を通じ、主に建物の階数が 2 階か 3 階であるかに着目して仮設建築物法が建物に与える影響を考察している。銅板貼り建物も対象のなかに含まれており、江面も注目している。しかし江面がたてた仮説は、制度の一面からのみから考察されたものであり、本研究では複数の視座から見ることによって江面の研究で指摘されていない部分を明らかにする。

三つめに田中傑の『帝都復興と生活空間　関東大震災後の市街地形成の論理』（東京大学出版、2006）※5 がある。この研究は驚くべき熱量を注いで、震災復興の過程を膨大な資料から都市的なレベルで、都市に住まう人々の視点から生活空間の再生過程を復原している。本研究では、関東大震災の復興過程についての部分とバラック令についての部分を参照する。しかし、田中の研究では建物そのものに対する言及が少ない。本研究では田中の都市的な目線に加えて建物レベルまで考察を進める。

最後に松山恵『江戸・東京の都市史―近代移行期の都市・建築・社会』（東京大学出版 ,2014 年）※6 がある。松山は近代移行期（近世～明治）の都市史的な持続と断絶を史料からていねいに読み取る作業をしている。本研究では松山が精微に検討している東京防火令以後の展開（市街地建築物法とバラック令）にも目を向ける。

上記の先行研究に共通している点は弱く小さい都市に住まう人々の側面から語られていることである。本研究も当然このスタンスを引き継ぐものである。

2. 研究目的

銅板貼り建物について、とくに災害との関連および技術的・制度的・意匠的な観点から可能な限り包括的な歴史的評価を与えることを目的とする。

3. 研究対象・方法

（Ⅰ）研究対象

関東大震災後に東京に建てられた銅板貼り建物 25 棟を対象とする。このうち 6 棟については、藤森（前掲『看板建築』、1988 年）に掲載されている銅板貼り建物である。残りの 19 棟については筆者自身が歩き廻り実際に目で見て、採集したものである。したがって、筆者の力不足により本研究で対象から漏れている銅板貼り建物も少なくないと考えられる。この 25 棟は、第二次世界大戦での際に主に空襲からの爆撃や火災を免れた地区（築地及び神田）にひっそりと今も残存している。

（Ⅱ）研究方法

こうした銅板貼り建物のようなアノニマスな建物の成立を対象としていくなかで特に重要な条件があげられる。ひとつは、建物にかかってくる制度である。もうひとつは、当時の建築生産の技術である。そしてこの二つの制約のなかで町民の意識がどのように発露したのか。商人がどういう意図を持って建物の建設を依頼したのかを現存する“もの”（銅板貼り建物）からていねいな読み取りを心がけ記述していく。木造建築物に銅を貼る技術は、神社や仏閣の屋根に緑青色の銅板が貼ってあることからもわかるように、屋根に貼る技術を壁面に用いたものである。本研究では、現役で板金業を営む方への聞き取りにより、職人を中心とした建築生産の連関構造について 1950 年代程度までは遡ることが可能である。また、銅の貼り方についても聞き取りにより明らかになった。

銅板貼り建物を考察するうえで不可欠の観点は以下の 4 つである。①災害②制度③生産④意匠

これら四つの視点から得られる情報を結び合わせ記述の重なり合いのなかから、最終的には先述した目的である銅板貼り建物の成立条件を明らかにし、歴史的位置付け及び評価を行う。上記の目的を達成するために本研究は以下の作業を素地に進められた。1.) 文献調査 2.) フィールドワーク 3.) インタビューを主な研究方法とした。

第一章　銅板貼り建物の従来の評価

先述の通り本研究は藤森照信『看板建築』（三省堂、1988 年）から示唆を得ている。本研究で対象とする銅板貼り建物を語るうえで、不可欠となる看板建築の位置付け及び藤森のスタンスに関して言及する。本章では主に以下の三つの軸に沿って述べる。1). 藤森はなぜ看板建築に着目したのか。2). そして、看板建築を歴史的にどう評価したのか。3). 本研究のスタンス、独自性（特質）

1. 銅板貼り建物の歴史的評価及び位置付け

まず、藤森はなぜ看板建築に着目したのかについてであるが、簡潔に述べれば、藤森が明治期に建てられた西洋風の建物（主に公共建築物）について精通している背景をもつ一方で、商店街という庶民の場においても西洋風の建物をみつけ興味関心を持ち看板建築の調査が始められたと言ってよい。そして、歴史的評価は先述の藤森の言葉にあるように、「銅板貼り建物は看板建築の代表タイプである。」というのが、端的に現している。加えて、注意深く『看板建築』を読むと藤森は建物の機能についても定義付けており、看板建築は〈商店建築〉であるとしている。

筆者の銅板貼り建物についての視点が藤森の看板建築についての見方と異なる点は、二つある。ひとつは、銅板貼り建物の機能が商店である必要はないという点。もう一つは、銅板貼り建物について注意深くみると、壁面が屋根より高く立ち上がらない場合があるという点である。言い換えると、銅板貼り建物のなかには藤森がいう看板建築の定義のひとつである「ファサードが平坦になって、蔵造や出桁造のように軒の出が出ない造りになっている[※7]。」という部分が厳密には当てはまらないものがあるということである。銅板貼り建物を上記の二つの理由より看板建築と非看板建築に分類することが可能である。本研究は先述した建物の形態ではなく“材料”で分類することによって、この二つの視点が浮き出てきた。

図 1. 看板建築「井筒屋」(出 典：筆者撮影)

図 2. 非看板建築「須田商店」(出 典：筆者撮影)

第二章　災害からの再生という背景　－家屋再建プロセスのなかで－

第二章では、災害という観点から銅板貼り建物がどのような背景を持ち誕生したのかを通時的に述べる。関東大震災の復興過程に焦点を当て、先行研究を筆者が整理することで、銅板貼り建物が誕生するまでの過程や背景を明らかにする。具体的には、震災直後のバラックから漸次的に建物が発育していくなかで、今和次郎が発見し記述している建物の型が看板建築の祖にあたると歴史的に位置付けることを本章では行った。また本研究と直接的な関係はないが、江戸時代においては「災害」が「産業」となっていたこと、帝都復興の区画整理の際、曳家によって建物が移動したことの二点については、その一連の激しい歴史的な変化が起こったあと、銅板貼り建物が誕生したという関係から本章で言及する。

これら一連のなかで銅板貼り建物は誕生したということを歴史的パースペクティヴのなかに位置付けることが本章の目的である。

1. 関東大震災からアノニマスな人びとの手による復興

江戸及び東京は大火に度々見舞われていた。そのため、罹災を繰り返していくなかで、災害に対する柔軟ともいえる体制をつくりだしていた。藤森照信は『明治の東京計画』（岩波書店、1982 年）のなかで、江戸時代において火災は人びとに仕事を生み出す側面があると捉え「災害」が「産業」となっていることを明らかにしている。

この震災から一ヶ月前後の東京の様子を詳細なスケッチとともに記述したのが今和次郎である。これらのスケッチ[※8]を連続して眺めることで、人びとがどのような建物が漸次的に発育していった様子がわかる。その興味深い一連の今のスケッチのなかに、看板建築の祖ともいうべき型を発見し、記述している。今はこのような型（家と看板とが一体となった建物）は震災以前には存在していないということを指摘したうえで、建物が西洋建てに一歩接近したという考察をしている。

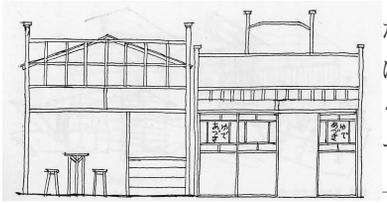

図 3. バラックの新しい型 (出 典：今和次郎『住居論 今 和次郎集 第 4 巻』（ドメス出版、1971 年、p.324）

2. 帝都復興

その一方で、東京の都市構造を考える立場にある政府側の視点からについては、石田頼房『日本近代都市計画の百年』（自治体研究所、1987 年）[※9]を参照にしている。石田は、度重なる大火に対する東京の都市計画においての防火策は、震災以前から考えられていて、関東大震災を政府側が区画整理等を行う千載一隅の機会と捉えていたことを記述している。

3. 都市的視点からみる「動くすまい」

先述した区画整理の際に、江戸の曳家の技術を持った職人が集められる[※10]。換地先の土地へと建物が動いていく様子は、見応えがあったであろうことは、多くの先行研究により言及されている[※11]。筆者の立場からもたいへん興味深い事柄であり、先の理由により言及しておく。

第三章　制度　－建築規制の変遷から－

第三章では、銅板貼り建物と仮設建築物法つまり「バラック令」とを結びつけることを目的とする。本章では、「バラック令」以前の東京の防火に関する法律についてもみていく。通時的にみていくことで、制度が建物に与える影響について考察する。

1. 東京防火令（1881 年）

東京防火令については、前掲『明治の東京計画』（1982 年）と前掲『江戸・東京の都市史ー近代移行期の都市・建築・社会』（2014 年）の二つを主に参照する。筆者は歴史的事実については前者を、実際の計画の担い手からの視点を後者から主に参照して整理した。既往研究から「東京防火令」の評価については、まちまちであるが、瓦屋根を持つ蔵造りの町並みが表通りに形成されたことについては歴史的にほぼ間違いないといえる。

2. 市街地建築物法（1919 年）

市街地建築物法は、甲種防火地区と乙種防火地区という二つの防火地区を設定している。要点は以下の通りである。

甲種防火地区・外壁：耐火構造[※12]・突出：不燃材料・屋根：耐火構造（厚さ一寸五尺以上の不燃材料可）

乙種防火地区・外壁：耐火構造か準耐火構造[※13]・突出：不燃材料（金属板野地一寸以上の不燃材料可）

なおこの突出した部分（軒、軒蛇腹、屋窓、装飾塔等）を覆う不燃材料[※14]のなかに、金属（銅）が含まれていることは特筆しておく。

3. 仮設建築物法（通称「バラック令」）（1923 年）

震災後から約 2 週間後の 9 月 16 日に発令されたバラック令の内容は、甲種防火地区と乙種防火地区において指定された建築着手期限内に建設された建物については、市街地建築物法の耐火構造でなくともよいとする。これにより、常時であれば違法な防火性能の建物も建設されることが許可される。この建築着手期限については、住民からの要望により期間の延期が相次いで起こる。さらに、当初は一時的（テンポラリー）な建物として想定されていた建物群が、ある一定の規定を満たし地方長官（東京の場合は警視総監）に許可された建物については本建築とみなされ換地先の土地に定着した。言い換えると、バラックであった建物が、都市に「硬化」していった。この建物のなかに本研究の対象である銅板貼り建物は含まれている。

本章では、「バラック令」と銅板貼り建物の関係を明らかにした。ひとつ注意したい点が、これらの制度が直接銅板貼り建物を生み出したわけではないということだ。それは、東京防火令の際に政府が推奨した煉瓦造や石造を選ばず、蔵造りを住民側が選択したことをみれば明らかなように、設定された閾値のなかで最終的に選択する権利は住民側が有するということだ。しかし本章から得られた知見として、銅板貼り建物が、なぜ限られた期間にしか建ち得なかったのかの一要因が先にみた制度であったと考える。

第四章　生産史の観点から

第四章では、生産の観点から銅板貼り建物について考察していく。本論文の課題として、この生産の観点から得られた知見が少ない点が指摘できる。しかし、現在板金業を営む方への聞き取りから、銅板の貼り方について主に伺えたことに加え現在の板金屋の仕事について得られた知見は本研究の重要な成果のひとつである。このようなアノニマスな職人に関して実際の現場の知識等まで言及されている文献は非常に少ないといえる。

1. 材料史外観

材料史の部分は、日本建築学会『近代日本建築学発達史』（丸善株式会社、1972 年）※15 を主に参照としている。日本が多雨多湿地帯で森林資源にめぐまれ、木造建築物が多いことが述べられている。そして多雨地帯であるため雨水の処理する必要が生まれる。また、建築材料のなかに銅も含まれており、工匠たちのすぐれた技術によって、いろいろな形に加工されて用いられたことも述べられている。そして、銅は古くから屋根ぶき材に用いられているとしたうえで、関東大震災以後市街地建築の外装に用いられたと記載されていることは筆者の立場からすると興味深い。またその後普及するモルタル塗が一般的に広く使われるようになったのは、昭和 10 年前後であると江面が指摘している※16 ように、概ねその時期に普及している様子が前掲『近代日本建築学発達史』（1972 年）にも記されている。

2. 板金屋

板金屋は、主に屋根や樋をつける仕事が主なものになる。主に「屋根屋」と呼ばれており本人たちも一人称で用いている。江戸時代においては「ブリキ屋」や「トタン屋」といった愛称で呼ばれていた。現在も先にあげた二つの仕事が主な内容となる。関東大震災後、どのような経緯を経て、板金屋が木造建築物に銅板を貼ることになったのかはわからないが、その貼り方については、現役の板金屋の方から伺うことができた。また町の板金屋においては、現在屋根の仕事にかかわらず、銅板の仕事はほとんどない。それらの仕事は銅を専門に扱う株式会社が主に依頼を受け行っている。そして屋根に用いる材については、アルミニウム合板や亜鉛メッキ合板が多くまたそれらの材は卸業のメーカーが工場で加工したものを屋根につけていることが聞き取りによりわかった。また銅板の貼り方について聞き取りが行えたことは先に述べた。具体的には、【唐草】銅板の釘をみせないようにする貼り方【一文字葺き】多くの銅板貼り建物の壁面の基本的な葺き方【吊子】下地から銅を吊るすことである。【鮟鱇】魚の鮟鱇に形が似ていることから呼ばれる樋から雨水を受ける部分の名称である。【箕子棟】箕笠に似たような意匠の棟などがある。

第五章　意匠　－銅板貼り建物から読み取るファサードと雨水の処理とのせめぎ合い－

第五章では、銅板貼り建物のファサードと雨仕舞に着目することで、銅板貼り建物の意匠的な特質について述べる。看板建築と非看板建築に分けて、意匠の特徴をみていく。本論では、看板建築についても分析するがここでは割愛する。

1. 非看板建築

非看板建築の代表例として「須田商店」があげられる【図 2】。非看板建築の建物は、壁面が軒先を越えていない特徴を有する点は先に述べた。【図 4】は「須田商店」の屋根伏せ図である。これを簡単な断面図であらわすと【図 5】になる。

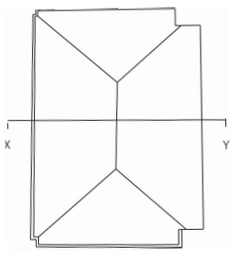

図 4.「須田商店」屋根伏せ図 (出 典：筆者作成)

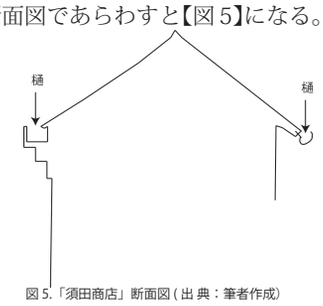

図 5.「須田商店」断面図 (出 典：筆者作成)

図 6.「須田商店」トレース図 (出 典：筆者作成)

断面図の X 側の樋のつけ方が、銅板貼り建物の非看板建築の樋のつけ方となる。反対側は一般的な町家の樋のつけ方である。銅板が貼られた側の樋を西洋建築のコーニスとして解釈して意匠化している。具体的にいうと、銅板を貼り建物の前面を四角く見せたいという欲求と雨水の処理をする必要があるために樋をつけるという二つがこのような仕舞方（銅を幾重にも折り重ねて西洋風のコーニスに見える）を生み出したのではないかと考える。

結論

本論を通して得られた知見及び成果は以下の通りである。

（1）銅板貼り建物は看板建築と非看板建築に分類することが可能である。

（2）関東大震災の復興過程についての先行研究を整理することで、銅板貼り建物が誕生した背景を明らかにし、また銅板貼り建物を歴史的パースペクティヴにのせた。

（3）銅板貼り建物は「バラック令」によって、耐火構造もしくは準耐火構造であることが緩和されたことにより誕生した。

（4）板金屋への聞き取りにより、銅板の貼り方がわかり、銅板貼り建物とは銅板の貼り方に応じて 意匠的特徴をつくり出している。

（5）先行研究では注目されていないファサードと雨樋の関係に注目することで、雨樋をつけることを逆手に取って、意匠に利用するという興味深い事実が銅板貼り建物から読み取れた。

註

※1.) 北原糸子『関東大震災の社会史』（朝日新聞出版、2011 年、p.10）住家被害は全壊・焼失を含め 37 万 2659 棟、このうち焼失は 21 万 2353 棟、神奈川・静岡の津波による流失、あるいは山津波などによる埋没が 1301 棟であった。このうち、東京市の全半壊・焼失住家は 16 万 8902 棟、横浜市は 3 万 5036 棟であった。この二つの市で住家被害の半分以上（約 55%）を占めた。※ 2.) 小倉庫次『仮設建築物撤去延期問題』『都市問題第 3 巻第 6 号』（財団法人東京市政調査会、1926 年、p.23）実際に建てられたバラックの数は 23 万棟と伝えられている。※ 3.) 藤森照信『看板建築』（三省堂、1988 年）※ 4.) 江面嗣人「昭和前期の東京町家形式とそれに対する市街地建築物法の影響（中央区を例として）」（日本建築学会計画系論文報告書第 418 号 ,1990 年 12 月）※ 5.) 田中傑『帝都復興と生活空間　関東大震災後の市街地形成の論理』（東京大学出版、2006）※ 6.) 松山恵『江戸・東京の都市史―近代移行期の都市・建築・社会』（東京大学出版 ,2014 年）※ 7). 前掲『看板建築』（1988 年、p.54）※ 8). 今和次郎『住居論 今 和次郎集　第 4 巻』（ドメス出版、1971 年）※ 9). 石田頼房『日本近代都市計画の百年』（自治体研究所、1987 年）※ 10). 石榑督和「都市の持続と曳家の技術」（前掲『季刊　すまいろん　2010 年夏号（通巻第 95 号）』2010 年、pp.38-41）※ 11). 藤森照信前掲『看板建築』（1988 年）や青井哲人前掲『すまいろん』（2010 年）のなかで言及されている。※ 12). 耐火構造壁體（体）：①煉瓦造（厚一尺以上）・石造（厚一尺以上）②鉄筋コンクリート造（厚四寸以上）③孔煉瓦造（厚一尺以上）・鉄筋コンクリートホロブロック造（厚六寸以上）・鉄筋コンクリートブロック造（厚五寸以上）…の類床又は屋根：①鉄筋コンクリート造②鉄骨を有する煉瓦蔵・鉄骨を有する石造③煉瓦造・石造④土間・石敷・叩⑤鉄骨を有しメタルラスコンクリート・網入硝子の類にて被覆せる屋根柱：①煉瓦造・コンクリート造②鉄筋コンクリート造③鉄柱にして耐火的に有効がなる被覆させるもの④石造、階段①煉瓦造・コンクリート造・石造②鉄骨を有する石造・鉄骨を有する煉瓦造・鉄骨を有する鉄筋コンクリート造③鉄造※ 13). 準耐火構造 1). 鉄骨にして外部生子板張り 2). 鉄骨造もしくは木造に外部被覆①外部石、煉瓦、人造石の類②瓦貼の上にセメントモルタル塗③セメントモルタル塗・混凝土塗④セメントモルタル塗の上に化粧煉瓦張⑤木骨土蔵造にして塗土漆喰等 3). 地方長官以上に準ずると認めたもの※ 14). 不燃材料とは、煉瓦。石、人造石、「コンクリート」、石盤、瓦、金属、陶磁器、硝子、「モルタル」、漆喰の類をいう。※ 15). 日本建築学会編『近代日本建築学発達史』（丸善株式会社、1972 年）※ 16). 前掲「昭和前期の東京町家形式とそれに対する市街地建築物法の影響（中央区を例として）」（1990 年、p.167、註 43）江面は検証する必要があると述べたうえで、モルタル塗が一般的に広く使われるようになったのは、昭和 10 年前後であると江面が指摘している。